



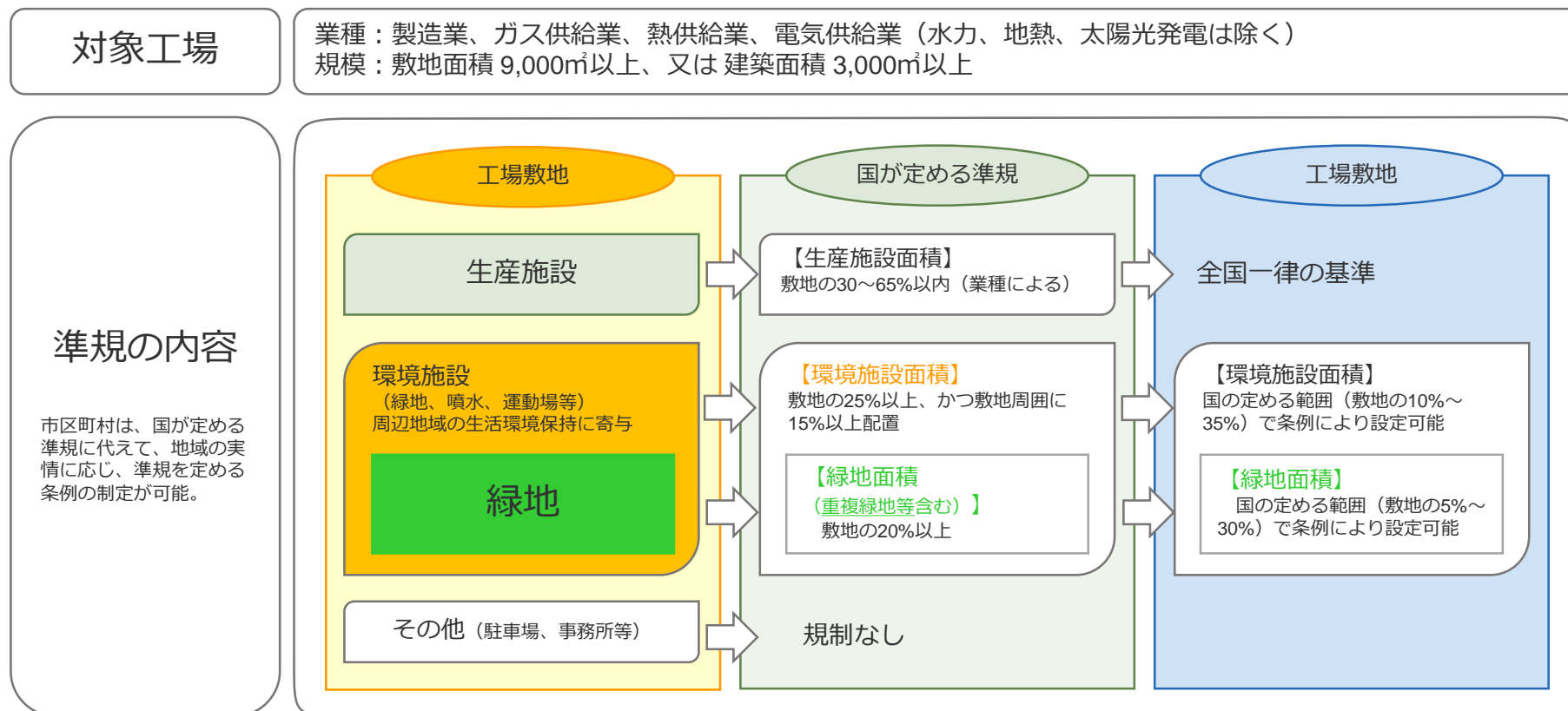
## 緑地の基本設計、実施設計

保有する緑化技術と工法を組み合わせ、施工から維持管理までを考慮したトータルプランニングを行います。

緑地は、景観としての機能や環境面での機能を発揮させながら、「工場立地法※1」や「市町村緑化条例※2」の決まりを守る必要があります。それら緑地に関する法令のご相談から承ります。

- お客様のニーズに寄り添い、維持管理まで考慮した緑地の形状、植物の選択や配置をご提案。
- 平面図の作成、費用算出を行い、ご要望によっては3D CAD図の作成。
- 緑地の意匠を、実際に施工できるような仕様へと考案し、図面化・数量化。

## ※ 1 工場立地法に基づく緑地の考え方



「重複緑地等」とは、緑地と緑地以外の施設が重複する場合（屋上緑化・壁面緑化等）をさし、工場立地法の「緑地」として認められるのは、当該工場敷地にある緑地面積の4分の1以内。

# 緑化設計

## ※ 2 緑化地域制度における緑化面積の計算方法（名古屋市の例）

名古屋市HP[緑化地域制度について] 概要説明リーフレット（令和4年4月）を参考に作成

緑化面積：樹木や芝などの緑化施設で被われている部分で、原則として上から見た水平投影面積

※水平投影の重なる部分は、（壁面緑化を除いて）重複して算入できない。

$$\text{緑化面積} = \text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥} + \text{⑦}$$

